

令和元年度 第3回 宮城県大規模小売店舗立地専門委員会 会議録要旨

日 時	令和元年8月9日(金) 午前10時から午前11時10分まで
場 所	宮城県行政庁舎10階 1001会議室
出席者	資料参加者名簿のとおり

1 開会

事務局

令和元年度第3回宮城県大規模小売店舗立地専門委員会を開催いたします。

本日のご出席の委員は5名でございます。大規模小売店舗立地専門委員会条例第4条第2項により定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告申し上げます。それでは江成委員長に議事進行をお願いいたします。

2 議事

(1) 大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について

江成委員長

それでは、お手元の次第にしたがって議事を進めてまいります。まずは、議題の(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出状況につきまして事務局からご説明をお願いします。

事務局

※届出状況

資料1, 参考資料, 資料1-Aに基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。届出の状況につきましては、前回の委員会以降、新設が1件、変更が2件ありました。変更の届出である「フレスコキクチ柴田店・ツルハドラッグ柴田船岡店」について、次回以降に審議を行うか、もしくは省略するか決めたいと思います。「フレスコキクチ柴田店・ツルハドラッグ柴田船岡店」の変更の届出は、審議区分上は「報告事項」ですが、審議が必要というご意見がありましたらお願いいたします。

出入口の変更ということですので特段大きな影響はないと思われまます。

それでは「フレスコキクチ柴田店・ツルハドラッグ柴田船岡店」の変更の届出については報告事項として進めてください。

次の議題に進みたいと思います。

(2) 大規模小売店舗立地法に基づく届出について

イ 【新設】(仮称) ゆりあげの郷食彩館 (法第5条第1項)

江成委員長

続きますして、議題(2)大規模小売店舗立地法に基づく届出について審議を行います。「(仮称) ゆりあげの郷食彩館」の届出概要について審議を行いますので関係者の入室をお願いいたします。

それでは届出概要について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料2に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明について、ご質問、ご意見をお願いします。

本郷委員

駐車場のなかに大型車の駐車場があるのですが、これは観光バス等を想定されているのでしょうか。今までのスーパーに大型車・バスの駐車場を見たことがなかったので純粹に質問なのですが。

設置者

大型車・観光バスの手配ですが、ちょうど空港線でもありますので、帰りの空港のお土産を買っていただくために大型バスを停める駐車場をここに設けさせていただいております。

本郷委員

そうするとこの場所からお店まで、歩行者が大量に移動する可能性があると思うのですが、その安全性は大丈夫なのでしょうか。

設置者

(大型車・観光バスは) 頻繁に来るものではないと考えております。なおかつ来客車両の往来もここはほとんどない場所というふうにこちらでも考えて計画をしておりますので、歩行者はスロープを通ったり、歩道を通ったり、また観光バスであればバスガイドさんがいらっしゃいますのでそのあたりのことを連絡しながら安全に努めていきたいと考えております。

江成委員長

若干関連するかもしれませんが、緑道というのは具体的にどのようなものなのでしょうか。

設置者

名取市さんが主体になっているので、聞いている範囲ではありますが、歩行者や自転車が通るルートであったり、学校への通学路などにも考えているというふうに聞いております。

江成委員長

車は入らないのですか。

設置者

原則入れないです。ここだけ横断させてもらうということでご理解いただいております。

江成委員長

さきほどのトラックの通るところということですね。

さっきの話の関連で、観光バスで来たお客さんは、特に横断歩道などがあるわけではないのでどこでも横断できるという道になるのでしょうか。

設置者

ここは法面がつくので、このスロープを上ってこちらですりつけた（ならした）場所、搬入車両が通る場所、もしくは一度歩道に出ただいてでないとお店には行けない構造になります。

江成委員長

緑道が少し高くなっているということですか。

設置者

緑道は低くなっています。

事務局

写真の2ページの④の右側が従業員用の駐車場になるような敷地で、中央に走っているのが緑道になる予定です。まだ整備はされておられません。

栗原委員

よろしいでしょうか。指針の必要台数は十分ですけれども、17ページのまわりの冬季雪置場となっているところは駐車場なのでしょうか。

設置者

駐車場として整備はしますけれども、冬季期間ここも多少雪が降るところではありますので、

雪が降った際に一時的に待避する場所ということで設定しております。

栗原委員

この収容台数の223台に雪置場は入っているのでしょうか。

設置者

入っていません。冬季に雪が降り、雪置場として利用したとしても駐車台数を確保できるようにということで設定しております。

栗原委員

夏などはここに車を置くことも可能ということでしょうか。

設置者

可能な構造にしたいと思っております。

栗原委員

それなら結構です。雪置場にしてしまったら収容台数が減ってしまうのではないかと思っただけでしたので。ありがとうございました。

江成委員長

他にはいかがでしょうか。

蒔苗委員

それでは私からよろしいでしょうか。敷地などの高低感がいまひとつ把握できていないのですが、17ページの平面図を見ると駐車場のまわりが緑道に対して敷地のほうが高くて、逆に図面の下側、西側だと道路のほうが高くなっているように図面では書かれているのですが、これは道路が下がってきているということでしょうか。

設置者

交差点に向かって右のほうに下がっているような感じになります。名取の大橋から来まして、大橋が一番高くてあとはずっと下がっているような状態になっております。

蒔苗委員

緑道とは同じレベルにあるのですか。緑道と道路はうまく接続されているのですかね。

設置者

県道の下を緑道が通るような感じになっております。

蒔苗委員

下を通っていくのですね。

設置者

写真でいいますと2ページの④で、左右に通っているのが県道でその下を通っているのが緑道となります。

蒔苗委員

大型車が隔地の駐車場に入る場合には県道から直接入ってくるというような感じになっているのですか。こちらのほうは特に制限はなし、どちらからでも進入できる形になるのでしょうか。

設置者

はい。一応観光バスを予定しておりますので、バスが入る場合はガードマンをつける等を考えております。

蒔苗委員

隔地駐車場の騒音などは考慮していないようなのですが。

設置者

隔地駐車場は来客用駐車場とはしていないので定常的には使わない予定です。

蒔苗委員

大型車もそれほど需要はないのでしょうか。

設置者

そうですね。たくさん入っていただけるという見込みではないので、そうなった場合にはまた別途考えなければならないのかなと思っております。

小林委員

店舗配置計画図17ページの交差点のところに書いてある矢印はなんですか。

設置者

すみません。これは私どももいただいた計画の中に入っていたものなので、このような計画だと思ってそのまま残しておいたのですけれども。

小林委員長

これは自転車道でしょうか。

設置者

ここはちょうど自転車が通る通路が設けられておりますので、自転車の通行の何か目印なのかもしれません。すみません、我々も把握しておりませんでした。

小林委員

地図を見ても駅からは結構遠そうな気がします。これから整備されていく地域ですので、もし自転車道として整備されたら駐輪台数を検討する必要があるれば検討していただければと思います。

それから医療施設の建設予定地があるのですけれども、騒音に関してここで何デシベルか減ずるといった対応は現在していただけているのかどうか教えてください。

設置者

この計画は名取市さんに確認しましたら、具体的にどういった施設ができるかというのが分からず、そのなかで騒音の規制基準の上乗せ基準が適用される施設かどうかというのが分からないものですから現時点ではそのままのものでやっております。しかし、そうなった場合にはまた考えなければいけないと考えております。

自転車の件は、伊藤チェーンさんの既存の店舗では、自転車の需要はそれほど多くない、思ったほど多くはなかったというのはあるのですが、この場所は自転車道が通るということを考えてみると、ご心配されるようなこともあった場合には、スペースとしてはもう少し検討する余地はあるかなと思いますので、スペースを増やしたり、必要であれば届出をして台数確保に努めたいと思っております。

江成委員長

はい。よろしいでしょうか。

他はいかがでしょうか。

ではこの件については以上で終了いたします。ご苦労様です。ありがとうございました。

(3) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について

イ 【新設】大河原小島商業施設（法第5条第1項）

江成委員長

続きまして、議題（3）の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案について、

審議をしたいと思います。まず大河原小島商業施設の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料3に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明についてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではご説明の通りに進めていただくこととします。

ロ **【新設】(仮称) イエローハット利府店・TSUTAYA利府店 (法第5条第1項)**

江成委員長

続きまして、(仮称) イエローハット利府店・TSUTAYA利府店の意見案について事務局からご説明をお願いします。

事務局

※資料4に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。ただ今のご説明についてご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それではご説明の通りに進めていただくこととします。

(4) 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について

イ **【変更】イオンタウン塩釜 (法第6条第2項)**

江成委員長

続きまして、議題(4)の大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る県の意見案の報告について、イオンタウン塩釜の意見案について事務局からご報告をお願いします。

事務局

※資料5に基づき説明

江成委員長

ありがとうございました。それではこれは県の意見案の報告ということですのでご説明の通りに進めていただくことにいたします。

(6) その他

江成委員長

本日の議題については以上です。その他何かありましたらご発言をお願いします。

小林委員

ひとつだけよろしいでしょうか。最初の資料1のプレスコキクチ柴田店・ツルハドラッグ柴田船岡店の件だったのですが、これは現状どうなっているのでしょうか。お店はオープンしているのですか。細かい話で申し訳ないのですが、入り口が移動するぶんには全く問題はないのですが、店前の歩道の位置が若干気になっていて、修正できるものなら修正していただいたほうがいいのかと思いました。車の止まれの真横に歩道があるので、もうちょっと考えていただけたらお店としてもいいのかなと思います。止まれの標示と歩道の位置の関係性をもう少しお店として検討したほうがいいのかと思います。

事務局

止まれの位置をもう少し下げるといったことですか。

小林委員

そうです。最初の計画では止まれのところに歩道が来ているのでいい感じなのですが、今ですと車が止まっている横に歩行者が入るイメージに2箇所ともなっているのをちょっと検討していただけたらいいかなと思いました。

事務局

状況を確認して可能であればお伝えしたいと思います。

江成委員長

ありがとうございました。他にありますか。

1件私のほうから、資料2の13ページに廃棄物等保管施設の容量の算出根拠が一覧表で出ておりますが、このような表を見たことがなかったのでそういう意味では非常に良い書類だなと思いました。しかしその中で少し気になったのが、平均保管日数というのが全部1日になっているのですよね。多分これは回収のスケジュールで保管日数というのが決まってくるのだらうと思います。生ゴミ等は1日でもいいのでしょうか。紙製品や金属製の廃棄物が日で回収されるとは思えないのです。2、3日とか場合によっては1週間とかになるのではないかと思います。

す。それによって発生量がそんなに多くないから保管容量もそんなに変わってこないのではないかと思うのですけれども、こういう算定根拠をできれば書類のなかに出していたほうがはつきりするのではないかなというのと、平均保管日数というのはそれぞれの自治体で回収のスケジュールとか回収の仕方とかがあると思いますので、そういったものを反映して算定していただくことのほうがより正確だろうと感じました。

事務局

はい。ありがとうございます。こちらの13ページの表につきましては、大店立地法の指針に基づいてこういった各廃棄物の種別に分けられて、店舗面積によってこういった計算をして必要な保管容量を計算することとなっております。これは必ずどのお店でもやらなければならない必要容量の計算となっております。また、回収の部分につきましては、125ページに回収頻度というところを記載するものがございまして、125ページの④番廃棄物等の処理についてというところがございます。この部分で項目ごとに運搬頻度ということで週何回なのか、このお店については週7回で毎日行うという計画にはいるので、これに基づいて平均保管日数は1日ということで計算はしているところです。とはいえたしかに毎日回収するかというところはございますので、そこはまたこのお店についても確認しますし、今後の届出でまた新設が出てくると思いますのでその際には適宜確認させていただきたいなと思います。

江成委員長

自治体の回収頻度ですね。自治体によって必ずしも同じではないだろうとは思いますが、結果的にそんなに影響はないのだろうと思いますが、よろしくお願いします。

他はいかがでしょうか。

本郷委員

(参考資料について) 県のほうで指導するというのはどこの時点からされるのでしょうか。

事務局

正式な届出をされる前に概要書という形でこちらに一度1ヶ月くらい前に書類を出してもらっておりまして、その段階でうちの課と審査担当課さん等に指導、助言をお願いして、確認や修正をした上で正式な届出となりますので、その段階で行います。

本郷委員

分かりました。ありがとうございます。

ここに上がってくる資料にはもうそれが書かれているような状況になっているということですね。

江成委員長

はい。では他にありませんでしょうか。

事務局

※次回の日程について説明

江成委員長

それでは、本日の議題はこれで全て終了いたしました。次回は10月ということですのでよろしくをお願いします。

3 閉会

事務局

以上で今回の委員会の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。